

長女の家族（長女、長女の夫、孫（原発事故当時5歳））らと共に緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、避難先で孫の世話をしていたことから、乳幼児の世話を行っていたことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分合計21万円（平成23年3月から平成24年3月分まで。平成23年3月分は3万円、同年4月から平成24年3月分までは負担の程度を考慮して月額1万5000円。）の賠償を認めるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- (1) 日常生活阻害慰謝料増額分（乳幼児の世話） 金21万円
（期間 平成23年3月11日から平成24年3月31日まで）
（第五次追補第2の4指針I④）
- (2) ガイガーカウンター購入費用 金8万8200円
- (3) 剪定費用（平成23年11月11日実施分） 金3万5280円

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として金33万3480円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付す

る。

令和6年8月2日

(仲介委員 新庄 健二)